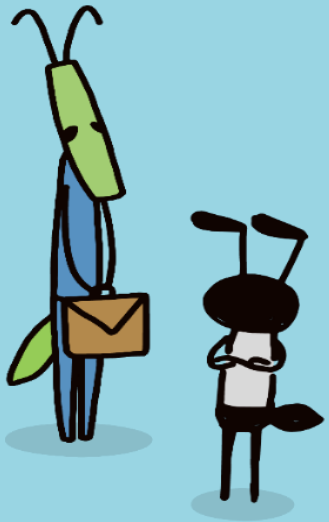


内閣規制委員会 規制改革推進会議
働き方・人への投資ワーキング・グループ
競争避止義務の明確化について

サイボウズ株式会社



① 副業・兼業に係る競業避止義務（副業・兼業の促進に関するガイドラインやモデル就業規則等）の現状や課題

- 昨年、サイボウズでは複業制度を以下のとおり変更（参考 <https://note.com/frepara/n/n9b36b2890b34>）。
変更前）一部（資産利用/他社雇用のみ）アプリで上長/人事承認
変更後）全部アプリ確認 + 複業種類（※1）に該当する場合は各種ガイドラインを読んだうえで自己承認
- 上記の制度変更の背景の一部は以下。
 - ・人数規模の増加に伴い副業の件数・種類が多様化、承認者（上長）の判断する難易度が上昇（人事への相談増、将来的に「制限が不要な副業に制限」「制限の必要な副業を看過」してしまう懸念が出てきた）。また判断の議論に一定のコストがかかる。
 - ・副業はあくまで個人の活動であるため、その副業が問題か否かを判断するコストについて、会社側が過度に負担するのではなく、複業者本人が必要な知識を主体的に学び、自分で考え、判断し、責任をとることができるようにしたい。
- 本人が判断できるガイドラインを策定（※2）する際、副業に係る競業について具体的に何が問題（論点）か、依拠できる情報が少なく、社内のガイドライン策定が難航（「副業・兼業の促進に関するガイドライン」P7に一部言及があるものの、「競業により、自社の正当な利益を害する場合」が、具体的にどのような状態を指すか想起しづらく、従業員本人に判断してもらおう指針としてもらうには不十分だった）。
- 現在、自社製ガイドラインで運用中。既に12件（※3）、競合の可能性があると本人が判断している）複業が進められており、同ガイドラインのアップデートには一定のメンテナンスコストがかかっていくことが想定される。（すでに現在、自社内の事業領域が変化したことに伴い、ガイドラインのアップデートが予定されている）

※1：P4参照 ※2：P6以降参照 ※3：P5参照



② 競業禁止義務の明確化に向けた対応策

■ 「競業により、自社の正当な利益を害する場合*」が、具体的にどのような状態を指すか、ある程度類型化した上でガイドラインに盛り込んでもらえると、会社側も従業員側も、会社の利益を害する副業（or 副業先での行動）について、理解がより深まり、判断コミュニケーションコストの低減、ひいては、（会社の利益を害さない範囲での）副業の促進が見込めると考える

*「競業（競合）」とは何か？

- どんな企業が「競合」にあたるのか？ ノーコード/ローコードツールを開発するサイボウズの場合、IT企業すべて？
- 「競合企業で働くこと = 競業」か？ 競合企業の非競合製品・非競合事業・ノンコア業務に関わることは問題か。

*「正当な利益を害する」とは何か？

- 情報漏洩は企業の利益を害する可能性が高い。では情報を漏洩しないなら（しない工夫をすれば）よいか。また、個別ケースごとの情報を漏洩する可能性、情報を漏洩した場合の影響度はどう判断するのがよいか？
- 個人が元々実施していた副業と競合する事業を会社が「後から」始める場合に配慮する必要はあるか？
- 企業が本来獲得できるはずだった市場/顧客を、労働者が副業として獲得することに問題があるとすれば、その市場/顧客を企業が獲得し得ないことを証明できれば* 副業してもよいか？（利益を害さないか？）

*企業の予算感に合わないことを説明する、副業先が事業を認識の上、個人を取引先として指定してくる等



※ 1) ガイドラインを用意した複業の種類

複業の種類
①サイボウズのパートナー企業での複業
②Cyエコシステム企業のCyビジネスと競合する可能性がある複業（Cy製品関連の複業、Cy製品ユーザー企業での複業等）
③サイボウズと業務上取引のある企業での複業
④サイボウズで得た知識・ノウハウ・人脈を利用する可能性がある複業
⑤サイボウズの名前が出る可能性がある複業
⑥サイボウズと事業上or業務上競合になる可能性がある企業or個人での複業 ←今回の論点
⑦サイボウズの勤務時間に影響が出る（中抜けする、残業可能時間の減少等）可能性がある複業
⑧サイボウズの物理資産（PC、スマホ、オフィス）を利用する可能性がある複業
⑨サイボウズの費用で移動した先で実施する可能性がある複業
⑩他社に雇用される（アルバイト含む）/法人の代表や役員を務める複業



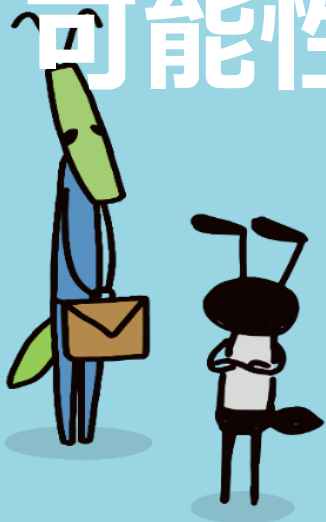
※ 2) 具体的な社内事例 (一部抜粋)

社内事例	
1	一部サイボウズ製品と機能が重なる製品を開発する企業のカスタマーサクセス組織立ち上げのアドバイザーを副業で受託。
2	競合製品になり得るプロダクトを開発する企業において、競合しない製品を担当しているチームで副業。
3	コミュニケーションに関する研修・講演を社員自身が法人を務める企業で受託。サイボウズの研修・講演事業と競合の可能性あり。 副業者は、サイボウズで研修・講演事業が開始される前から、自身の法人で研修・講演を受託していた。 研修メニューを企画する際、サイボウズ社の提供する研修メニューと類似するテーマを取り扱う場合は事前に相談。
4	個人事業主として、動画配信業務を副業で受託。競合企業から受託する可能性あり。 競合の秘密情報が含まれる可能性が高いイベント (社内向けイベント等) は案件としては受けない。
5	人事アドバイザー業務を副業で受託。サイボウズの研修・講演事業と競合の可能性あり。副業予定先にサイボウズの事業を紹介したところ、副業者個人に対して依頼したいとの要望あり (サイボウズの事業の顧客にはならないことが確定)。
6	DXに関するセミナーを副業で受託。サイボウズの研修・講演事業と競合の可能性あり。 サイボウズに関する情報は一切使わずに、中小企業診断士としての知識と一般的なIT知識・スキルを使用する。
7	経営者・マネジャー向けのコーチングを副業で受託。サイボウズの研修・講演事業と競合の可能性あり。 ただし、サイボウズの事業として実施する場合には予算感が合わない (サイボウズの事業の顧客にはならないことが確定)。





⑥サイボウズと事業上or業務上競合になる 可能性がある企業or個人での複業ガイドライン



ガイドライン

- ① 競業により、Cyの利益を害する（可能性が高い）複業は禁止
※競合の可能性があるが（周囲からそう見えることも含む）、Cyの利益を害しないと本人が考える場合には、公開アプリ内に「リスクに対する考えやリスクを回避するための工夫」を記載、リスク顕在時は自ら責任(複業中止、損害賠償等)を受け入れる、という条件付きで複業実施を本人判断とする
- ② Cy、複業先の秘密情報の漏洩禁止
※競合の複業先で知った秘密情報を、Cyに「言わないこと」が競業避止義務違反になる（Cyの利益を害する）こともある
- ③ 複業途中で競合になる＆利益を害する可能性がでてきた場合、「競合になる」ことも各社の秘密情報のため中止方法は工夫する（複業先が「競合になりそう」以外の理由を話して複業をやめる等）



必要記載事項

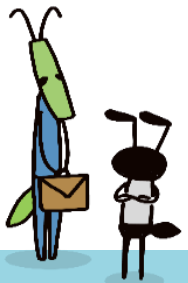
- 競業により、サイボウズの利益を害するリスクについて、
リスクに対する考えやリスクを回避するための工夫を記載ください
- 業務上の競合が懸念される場合は、**競合する可能性のある業務の責任者から助言をもらい、そのコメントを記載ください**
- 事業上の競合が懸念される場合は、**競合する可能性のある製品のPMM（Product Marketing Manager）*から助言をもらい、そのコメントを記載ください**

*各製品のPMMはP4を参照



各プロダクトのPMM

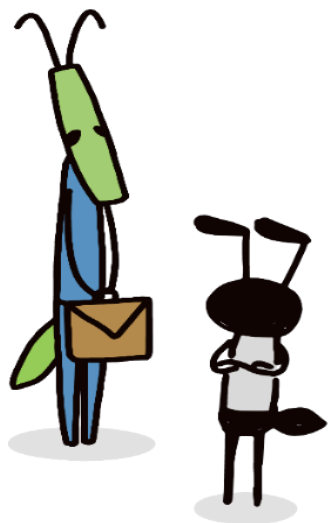
- kintone ⇒@○○
- Garoon ⇒@○○
- Mailwise ⇒@○○
- サイボウズ Office ⇒@○○





以下詳細

必ず読んでください！



① 競業により、Cyの利益を害する（可能性が高い） 複業は禁止

OK	社内事例	OKな（利益を害さない）理由
	<p>①業務上（採用候補者）の競合に見える エンジニア採用の〇〇さんが〇〇株式会社で エンジニア採用の業務（採用戦略立案、要件整理、 ダイレクトソーシング、面接トレーニング等）の複業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 候補者が被ったとしても、採用戦略の立案・実行支援が主業務のため、個別の人の採用に助言することはない スカウトは他の担当者が送り、別会社なのに同じ人からスカウトが送られること（候補者の混乱）は避けている
	<p>②複業先企業が事業上の競合に見える 開発本部エンジニアの〇〇さんが、〇〇株式会社で、 フロントエンド周り全般サポートの複業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競合になり得るが、事業上の競合度はそこまで高くない Cyもしくは複業先の事業環境が変化し、競合度が高まった場合、Cyと複業先から情報漏洩のあらぬ疑いがかかるリスクを防ぐため、複業を中止することについて、本人も同意している
	<p>③個人の複業が事業上の競合に見える チームワーク総研〇〇さんが複業先のA社で風土改革全般 （採用や社員育成、経営会議参加、経営メッセージの 全社浸透PJT、人事アプリの作成、労組対応）の複業 ※チームワーク総研では風土改革支援の研修を有償で実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> メソッド事業とバッティングしない範囲で複業をしている（総研はA社に採用コンサル等を事業としてやる予定はない） ※A社に研修をする場合、Cy業務として実施している メソッド事業の範囲が拡大（A社に採用コンサルを事業として行う等）した場合は本業でやることに本人も同意している



① 競業により、Cyの利益を害する（可能性が高い） 複業は禁止

	社外の判例	OK/NGな理由
NG	<p>① 橋元運輸事件：懲戒解雇有効 A社の管理職Xが複業で競業会社B社の取締役就任。B社はA社の元副社長YがXに声をかけ設立した会社で、YはA社在任中にB社を設立したことを理由にA社を解任。</p>	<p>競業によりA社の企業秩序をみだす可能性が高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XはB社の経営に直接関与する可能性が大きいこと（A社の利益を害する意思決定を行う可能性が高いこと） ・Xは管理職で経営上の秘密が漏洩する可能性もあること
	<p>② 協立物産事件：損害賠償有効 食品原料等を輸入・販売するA社の従業員Xが在職中B社を設立し、A社と競業する事業を複業で開始</p>	<p>A社の競業避止義務に違反する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XはA社でC社との取引を担当しており、C社がA社に商品の供給停止を通知することを知りながら、これをA社に告げず、商品供給が停止されたことを前提にB社設立を準備していた
OK	<p>③ 十和田運輸事件：懲戒解雇無効 運送会社A社で勤務する従業員Xが、年に1,2回程度、貨物運送のアルバイト（競合企業での副業）をしていた</p>	<p>競業だが信頼関係を破壊したとまではいえない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトの回数が年に1, 2回程度だったこと ・アルバイトで本業先業務に支障を来したことはなかったこと
	<p>④ 東京地裁平成30年判決：懲戒解雇無効 広告主の販売促進に関する宣伝、広告、陳列、展示、催し物の総合企画及び制作等をするA社の部長代理Xが、在職中、広告宣伝用物品の企画等を営むB社を設立</p>	<p>形式的には競業だが具体的にA社業務に支障はなく、重大な就業規則違反とまでは認められない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社の業務範囲とB社の業務範囲は重なっていないこと ・XがB社でA社の広告代理業に関するノウハウを利用した証拠、A社に具体的な損害が生じたことを認めるだけの証拠がないこと



②Cy、複業先の秘密情報([wkFAQ-557](#))の漏洩禁止

大前提として、「公開されていない、もしくは公開が明示的に許可されていない情報」は複業先で聞かれても答えないでください（bozumanの情報はすべて秘密情報と考える）

競合になり得る企業（SaaS業界）で複業する際に特に注意すべき情報

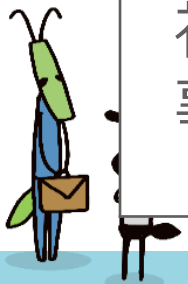
〇〇（個別性の高い情報のため削除）

〇〇（個別性の高い情報のため削除）



競合の複業先で知った秘密情報をCyに「敢えて言わないこと」が競業避止義務違反になる（Cyの利益を害する）こともある

一般論	労働者には誠実義務があり、「競業会社の利益になる＆雇用主の利益を害する情報」を知っていながら敢えて言わないと競業避止義務違反になる。 一方で、複業先の情報を雇用主に言うと複業先の秘密保持義務違反になる。
Cyのスタンス	競合になり得る複業先で「Cyに知らせないことで、Cyが利益を害する」情報を万が一知ってしまった場合には、 複業先の「秘密保持義務」を優先してください。そして速やかに複業を中止するようにしてください。
社内事例	競合になり得る〇〇で複業する〇〇さんは複業先の全社情報共有会で、資料を開く前にサイボウズの間人が見ても大丈夫な内容かマネジャーに都度確認していた。



③ 複業途中で競合になる & 利益を害する可能性がでてきた場合、「競合になる」ことも各社の秘密情報のため中止方法は工夫する

NG	OK
 <p>The NG scenario shows a character thinking about a competitor's product development. A thought bubble says "〇〇社と組んで Cy対策するか..." (Should we partner with Company OO to counter Cy?). A box indicates "ド競合の製品 開発開始!" (Development of competing product starts!). A speech bubble from the character says "Cyが競合になりそうなので 複業やめます!" (Since Cy seems to be a competitor, I will stop part-time work!).</p>	 <p>The OK scenario shows a character understanding the situation. A box indicates "ド競合の製品 開発開始!" (Development of competing product starts!). A speech bubble from the character says "Cyの仕事に 専念したいので 複業やめます!" (I want to focus on Cy's work, so I will stop part-time work!).</p>

正直に言うことだけが「公明正大」ではありません。両社の利益を守るための誠実な行動も「**公に明**るみにも出て**正**しいと**大**きな声で言える」行動です。

